令和８年度
浜松市結婚新生活支援事業補助金
「申請に関するＱ＆Ａ集」



結婚新生活支援事業補助金に関する「よくある質問」を掲載しています。

１．「対象世帯」について

（Ｑ１）合計所得 500 万円未満とは、夫婦の所得の合算額ですか。

夫婦の所得の合算額です。
国の実施要綱に定められた条件により、夫婦の「前年度」の所得の合算額が 500 万円未満の場合、対象となります。

（Ｑ２）夫婦の一方または双方が日本国籍を有していない場合、対象となりますか。

日本方式の婚姻をしている場合、対象となります。
外国方式の婚姻をしている場合、戸籍に婚姻の事実が記載されていれば対象となります。

（Ｑ３）夫婦の一方または双方が再婚の場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、過去に補助を受給していた夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合に、その離婚日が再婚姻日から起算して１年以内である場合は、対象になりません。

（Ｑ４）生活保護受給世帯は、補助の対象となりますか。

対象となります。
ただし、対象費用は、生活保護所管課と相談する必要があるため、生活補助受給世帯の方は、申請前に必ずお申し出ください。

（Ｑ５）公営住宅に入居している場合、対象となりますか。

対象となります。

２．「対象費用」について

（Ｑ６）住宅取得費用に土地購入代が含まれている場合（建売分譲住宅等）、住宅取得費用は対象となりますか。

対象になりません。
ただし、土地購入代を除く建物代のみの費用が確認できる場合は、対象となります。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Ｑ７）賃貸物件をリフォームした場合、住宅リフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。
ただし、貸主が負担するべき修繕費用ではないこと、かつ、貸主が住宅リフォームを許可していることを確認させていただきます。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Ｑ８）所有者が夫婦ではない住宅のリフォームを行った場合、住宅リフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。（自ら住宅リフォームを行った場合は、対象になりません。）
ただし、夫婦または一方の住民票と住宅リフォームを行った住宅の住所が同じであること、かつ、夫婦いずれかの名義で住宅リフォーム工事の契約をし、夫婦いずれかが費用を支払っているものに限ります。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

また、住宅リフォームを行った住宅が『事務所兼自宅』の場合、「住宅リフォームを行った部分が住居部分であること」「事務所経費で支払っていないこと」を確認させていただきます。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Ｑ９）夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する住宅は、対象となりますか。

（Q10）親族が保有する住宅を賃借または取得した場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、夫婦いずれかの名義で賃借・取得契約を締結した住宅であり、かつ、夫婦いずれかがこれらに係る費用の支払いを行っている住宅に限ります。

（Q11）夫婦の一方が婚姻日から起算して、1 年以上前に賃借した住宅に、もう一方が入居する場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、婚姻を機に同居する場合の対象となる費用は、同居を始めた日以降に生じた費用に限ります。
また、婚姻を機とせず同居していた場合の対象となる費用は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

（Q12）夫婦の一方が婚姻を機とせず賃借していた住宅に、婚姻を機にもう一方が入居する場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、対象となる費用は、同居を始めた日以降に生じた費用に限ります。

（Q13）夫婦の一方が婚姻を機とせず賃借していた住宅に、婚姻を機とせず、もう一方が同居していた場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、対象となる費用は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

（Q14）勤務先が賃貸借契約を締結している住宅または所有する住宅（社宅等）に夫婦が入居し、夫婦いずれかが勤務先に賃料相当額を支払っている場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、賃貸借契約書等において、勤務先が賃借人(※)であること、かつ、夫婦いずれかが勤務先に賃料相当額の支払い(※)を行っていることが確認できる場合に限ります。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。
※勤務先が賃借人：社宅使用契約書、入居決定通知書、社宅使用申込書等により確認
※賃料相当額の支払い：給与明細書（給与天引きを含む）、通帳等により確認

（Q15）別居婚（単身赴任等を含む）の場合、対象となりますか。

対象となります。
ただし、主たる生活拠点となっている住宅１軒のみに係る婚姻日以降の費用に限ります。
なお、夫婦の一方が他の自治体に居住しており、他の自治体で同類の補助金の交付を受けている場合、対象になりません。

（Q16）住宅の賃料に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は対象となりますか。

対象になります。
ただし、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合に限ります。
なお、賃貸借契約書等にて駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した金額が対象となります。

（Q17）賃貸借契約書に敷金に関する記載はされていないが、敷金を支払った場合、対象となりますか。

対象になります。
ただし、賃貸借契約書に記載されている住宅に係るものであり、かつ、領収書等にて敷金の支払いを行ったことが確認できるものに限ります。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Q18）対象期間内に引越を複数回した場合、全ての引越費用は対象となりますか。

婚姻を機とした引越のため、原則、初回の引越のみが対象となります。
ただし、対象期間内に、やむを得ない理由(※)による引越の場合は、補助上限額の範囲内に限り、対象とします。
※あらかじめ、複数回の引越が予定されている場合、対象になりません。

（Q19）夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機として、もう一方が入居する場合、引越費用は対象となりますか。

対象となります。
ただし、夫婦いずれかが引越に係る費用の支払いを行ったものに限ります。

（Q20）婚姻日よりも前に行った引越費用は、対象となりますか。

対象となります。
ただし、婚姻を機とした引越であり、その引越日が婚姻日から起算して１年以内であるものに限ります。
また、夫婦または一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所と同様であり、かつ、支払った額を領収書等にて確認します。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Q21）婚姻を機として、新たに購入した家具などを住宅へ配送してもらう費用は、対象となりますか。

対象になりません。

（Q22）婚姻を機とした引越時に同引越業者へ支払った「白物家電や家具の取付費用、また、それらを不用品として処分するための費用」は対象になりますか。

引越業者との同一契約・支払いの場合は、対象となります。

３．「申請方法」について

（Q23）対象となる住宅の住所に住民票を移す手続きを行うことが決まっている場合、先に申請することはできますか。

申請できません。
対象となる住宅の住所と、夫婦または一方の住民票の住所が同じになった日以降に申請をお願いします。

（Q24）申請書類の提出は、郵送またはメールでできますか。

予約フォームから事前申請予約後、夫婦または一方の方が、申請予約日に窓口（こども若者政策課）まで、お持ちください。

（Q25）課税（所得）証明書の代わりとして源泉徴収票を提出することはできますか。

課税（所得）証明書の代わりとして源泉徴収票を提出することはできません。
市区町村で発行した課税（所得）証明書をご提出ください。

（Q26）海外に居住していたため、課税（所得）証明書が取得できない場合、どうしたらいいですか。

窓口に提出していただく住民票等にて、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認させていただきます。
また、令和７年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、課税基準日時点の為替レートを基準として、所得を推計します。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Q27）令和 8 年度の受付期間内において、複数回の申請を行うことはできますか。

申請は、2 回まで行うことができます。
ただし、補助の上限額内において、同一世帯（夫婦）からの申請に限ります。

4.「その他」について

（Q28）課税（所得）証明書を取得する前に、事前に所得額を確認することはできますか。

収入が給与所得のみの方の場合、令和 7 年中にお勤めの職場で交付される、「令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票」の『給与所得控除後の金額』欄に記載された額が所得額となります。
令和 7 年中に複数箇所でお勤め方の場合、全ての勤務先の源泉徴収票の合算が必要です。
自営業の方の場合、ご自身の令和 7 年分の確定申告の内容にてご確認ください。
なお、世帯の合計所得は、ご夫婦 2 人分の合算額のことです。
（※本方法はあくまで目安となります。）

（Q29）所得 500 万円とは、給与収入に換算した場合、どのくらいの金額ですか。

給与収入約 660 万円が目安となります。

（Q30）教育ローンの年間返済額は、所得から控除することができますか。

所得から控除することは、できません。
貸与型奨学金を返済している場合のみ、夫婦の合計所得から年間返済額を控除します。

（Q31）貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認しますか。

奨学金返還証明書により確認します。
なお、同証明書での確認が難しい場合は、通帳等により返済額の確認をします。
申請の際には、確認できる書類をご提出ください。

（Q32）「技能者育成資金融資制度」を貸与型奨学金とみなすことはできますか。

貸与型奨学金とみなします。

（Q33）戸籍謄本や課税（所得）証明書等は、どこで取得できますか。

証明書等の取得については、下記の浜松市ホームページまたは各担当窓口へご確認ください。
https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/koseki/shomesho/index.html

（Q34）令和 8 年 3 月 31 日までにライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・共育て講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談について受講・相談した場合でも要件を満たしたとみなすことはできますか。

令和 8 年 4 月 1 日以降に受講・相談したものが要件として認められます。

（Q35）夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいですか。

戸籍抄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します。その際、年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 143 条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算される事にご注意ください。